

障害者職場実習等支援事業で職場実習を実施している事業主の皆様へ

令和6年4月より実施している障害者職場実習等支援事業により障害者の職場実習を行う事業主の皆様が、障害者職場実習等受入謝金等の支給を受けようとする場合は、障害者職場実習・職場見学等受入計画認定申請書を、職場実習を行おうとする1か月前までに当機構に提出する必要があります。

この事業は、従前から行われている公共職業安定所が職場実習計画を作成して実施する職場実習に係る障害者職場実習等受入謝金等の支給も行うものとしておりますが、この円滑な移行に資するため、障害者職場実習・職場見学等受入計画認定申請書の提出期限の特例を以下のとおり設けることとしましたので、お知らせいたします。

【障害者職場実習・職場見学等受入計画認定申請書の提出期限の特例】

1 特例の対象となる障害者職場実習

令和6年4月1日以降に公共職業安定所が作成する障害者職場実習計画により実施される障害者職場実習であって、始期が令和6年4月1日から同年6月30日までの間のもの(※これ以外の障害者職場実習計画は特例の対象外です。)

2 提出先及び提出期限

提出先: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構各都道府県支部

提出期限 支部に直接提出される場合: 令和6年6月28日(金)まで

郵送等提出: 令和6年6月28日(金)までの消印又は通信日付印有効

